対馬歴史民俗資料館報

第 22 号
平成11年3月1日

編集・発行
長崎県立対馬歴史民俗資料館
対馬厳原町今屋敷
郵便番号817－0021
電話(09205) 2－3687
印刷所
長崎市栄町6－23
㈱昭和堂印刷
電話 (095) 821－1234

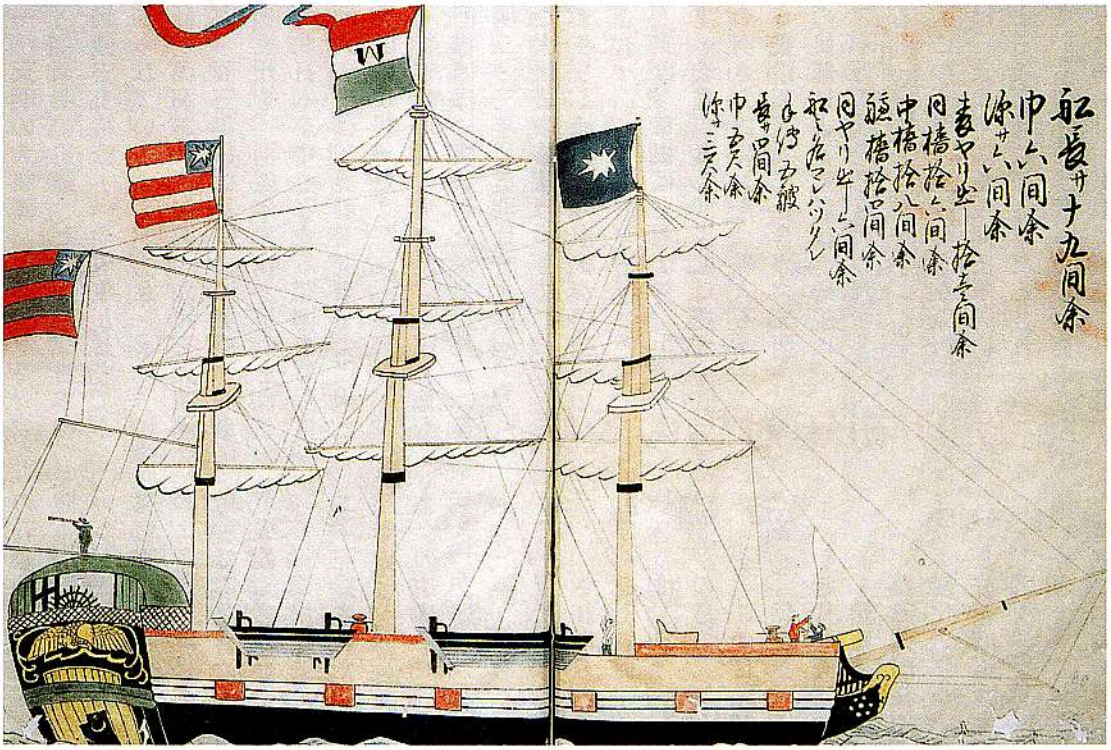

北亜墨和加船の図（「北亜墨利加州之船追々難船之日本人相助相州浦賀江送来候手続」・宗家文庫史料）

国府平（こうびら）の館

館長　高柳昭忠

旧清水城跡のたもと、金石城櫓門を見おろす小高い丘の上に対馬歴史民俗資料館はあります。かつては、国府平（こうびら）と称した由緒ある地です。

玄関を入ると、宗氏第三十六代（故人）で宗家の古文書類を寄託された宗　武志先生製作の「浅茅湾」の絵画が訪れる人達を温かく迎えてくれます。

本館は昭和五十二年四月開館、十二月より一般公開を開始して以来二十一年が経過していますが、その間、当館を訪れる人達は年平均、約一万人を数え、島内はもちろん、島外からの来訪者も多く、海外からの方もおられます。年と共に訪問者の数も徐々に増加傾向にあり喜びに絶えません。

昨年秋には、豪華客船「飛鳥」がクルージングの途中二度も対馬に寄港し、多くの方々が来館されました。

また現当主の宗　立人様御一行も来島され研修をなされました。本館の歴史的価値、知名度はますます一般の方々へも浸透している様で嬉しく思います。

本館には、宗家文庫史料（七二、一二九点）地方文書（五、四五〇冊）島庁資料並びに文書（一、〇二九冊）経典（八〇八巻）美術・工芸資料（三一二点）民俗資料（一、二五七点）考古資料（二七、一一八点）動物資料・剥製（六点）等を収蔵し、その一部を一般に公開するとともに、古文書等については、関係者の方へ閲覧開示をし、その研究に供しているところです。

宗家文庫史料のうち未調査の「一紙文書」につきましては、仮目録の作成作業を進めてきましたが、膨大な数で思い通りには、はかどっていません。

本年度より五ケ年計画で、関西大学の泉澄一教授の研究グループに委託し、本格的な調査研究が始まりました。内容的には、日朝間の交流史を示す手紙や藩内の通達文などが含まれており、歴史的に興味深いものが多く、その成果に期待しているところです。

また、対馬藩の藩庁日記を中心とした「毎日記」の裏打ち補修を進め、補修完了のものはマイクロフィルム化したり、プリントアウトしファイル化するなど、保存のための諸作業も進めています。

いずれの仕事も大変な仕事で、膨大な時間と手間のかかるものです。しかし、職員一同は、完成の日を目指し鋭意努力しているところです。

対馬は日朝間の歴史と文化の宝庫です。先人が残した貴重な文化遺産が今日まで継承され、島内（中心は府中・厳原）いたる所で見られます。とりわけ本館はその中心であり宝物殿と言っても過言ではありません。

「温故知新」先達の文化に触れ、新しい文化の創造に本館が寄与することを信じ、更なる努力をしていく所存であります。

どうぞお気軽にご利用いただきますことを職員一同お待ちしています。

終わりに、皆様方の温かいご支援ご協力をお願いし、ごあいさつといたします。

天明初年対馬の天気

斎藤弘征

一、天明の大飢饉

「天明の飢饉」といえば、日本の飢饉史上特筆すべき事象としてよく知られている。天明二年（一七八二）には、奥羽および四国・九州を大凶作が、同三年には、蝦夷・奥羽・関東・九州を、同四年には、奥羽をはじめ北日本を中心とする諸国をさらに同六年には、奥羽・関東を大洪水と大凶作が襲った。

特定地域だけでなく、全国各地も同様凶作に襲われたが、とりわけ天明二・三年、奥羽地方を襲った大飢饉の惨状はすさまじく、まさしく地獄絵の惨状が記録されている。食料の尽きた人々は、草根はもとより、牛馬・犬猫を食し、果ては死人の肉さえ口にした。殺人も多く飢餓死、病死を含め、天明の飢饉による死者は、一説に二十万人以上ともいわれている。

この天明の飢饉の主な原因は、天候不順や浅間山噴火による冷夏現象が背景だとされている。江戸時代は、小氷期の終わりにあたり、気温は現在よりも低かったとされる。この平年気象下で冷害が発生すると、その被害の大きさの程が想像される。

もっとも、天明の飢饉については、天候不順等天変地異に因る凶作だけが原因ではなく、農村に対する貢租の収奪制度の不備により生じた農業政策の荒廃に因ることも指摘されているが、全国各地がこのような天候異変下にあった天明初年、対馬がどのような状況にあったのか、宗家文庫史料「毎日記」（御郡方）に拠って概観してみたい。

二、記録された江戸時代対馬の天気

本館に収蔵されている「宗家文書」の中に、対馬藩庁日誌ともいうべき「毎日記」（あるいは「日々記」等）がある。表書札、御郡奉行所をはじめ、部署別に記録されたものを含めると、三、三七九冊に及ぶこれら日記には、日付はもちろんのことその日の天気も記されている。

この日記群のうち、御郡方「毎日記」に記録された江戸時代の天気類別は、晴・半天・曇天・陰天・雨天の五態となる。同日内の天気変化（日変化）については、「朝雨天昼ヶ晴天」とか「朝曇天夕雨天」、あるいは「晴申ノ刻ヶ雨」等のように記されている。特異な事象については、「雨天朝大風」のように記録されている。

五態の天気のうち、晴天・曇天・雨天についてはそのまま解釈できるとして、半天と陰天については判断に迷うところである。このうち陰天については、「陰天雪降」（天明二年一月一八日・一七八二年三月一日）の記述例がみえ、どうやら厚い暗雲に空全体が覆われた状態と捉えることができそうである。

問題は半天である。半天の「半」という語は、どのような空模様を指しているのか。現在の「晴」と「曇り」を判別する指標となる雲量を表しているのか、高曇りのように空全体に雲はあっても、高層雲のため地表は明るい状態をいうのか、それとも他の状態を表したものか、今後の解析を要するところである。「半天」という記録そのものは、寛永十四年（一六三七）の日記（表書札方「日々記」）には既に表れている。この半天の出現率は低く、全体への影響度も低いと考えられることから、今回は考察から外すことにした。

なお本稿では、同日内における天気変化（「朝雨天昼ヶ曇」等）については、午前中の状態をその日の天気として統計処理した。

正月三日、豆酘で行われた亀卜による年占いの結果は、五日の日記に記録される。天明三年の報告。

三、異常気象も凶作もなかった対馬

表1は天明二年から天明四年（西暦一七八二年二月十二日～一七八五年二月八日）の対馬の天気、表2は現代の対馬（厳原）の天気（一九五一年～一九八四年・厳原測候所）である。この資料でみる限りにおいて、天明初年における対馬の天気がとりわけ異常気象であったとはいいがたいようである。「毎日記」（御郡方）にも特に異常な気象を報告する記述は見出せない。ただ、「仁位郷之内、去ル十六日暁ヶ大雨ニて近来稀成洪水出、村所ニヶ諸作ハ勿論、開所土手等及水損」（天明四年七月朔日）のような特定地域の集中豪雨、又は、「豆酘郷豆酘村之儀、去ル晦日（七月三十日）之夜風波ニ而、百姓并被官共持所（所持）居候船之内廿二艘、其内拾六艘ハ（中略）不残令破損（中略）奉役書状面之趣を以ハ近

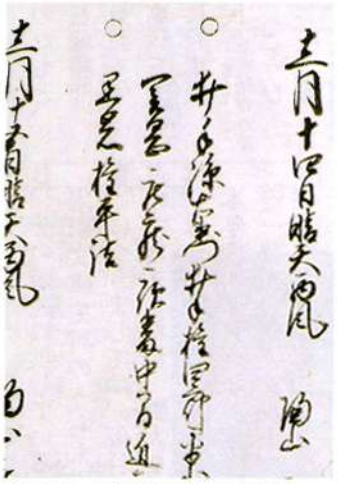

記録された江戸時代対馬の天気

初期の頃は風向も記されている。四十七士討入りの日、対馬の天気は晴・西風。対馬の冬の典型的な気象である。

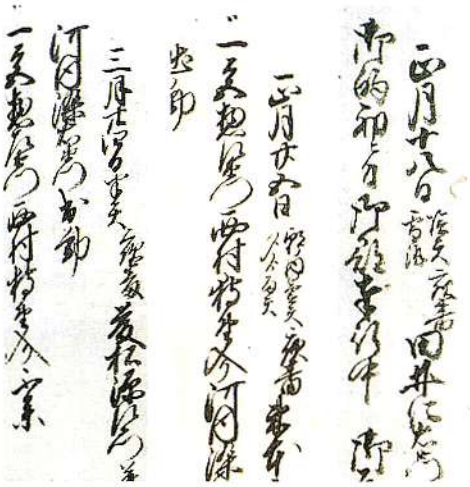

記録されたさまざまな天気

い。この月は特に雨天が多く、晴天率は低い。六月も不良天率はかなり高いものの、雨天はさして多くなく曇天が多いのが特徴である。この年一月から四月迄は、仮の平年値と比べてもさして不順な気象傾向はみられず、四月はむしろ晴天率が高い。

このようであった気象推移が、五月・六月になって、日本をとり巻く気圧配置にどのような変化があったのであろうか。ところが、五月・六月の高い不良天率とはうらはらに、七月以降はうって変ったように晴天率が高くなっている。結局、年間の平均値では、天明四年の方が、現代の対馬の天気よりも良かったことになる。

このような気象状況下、天明四年対馬のいくつかの郷で、「田作不作」の村々が記録されている。佐護郷、三根郷、仁位郷、佐須郷椎根村で、「田作之儀痛強有之候」とか、「村々当年田作之儀、夏頃ゟ虫付」、あるいは、「去ル八月之雨ニ而大ニ及損毛候故」の記述が散見され、天候不順との相関がまず考えられる。稲作は、ことに夏の十分な日照が必要不可欠である。確かにこの年の五月・六月は雨天・曇天が多く、稲の成育には悪条件であったと想像される。

しかしながら、この自然現象とは来稀成ル風波ニ在之」、又は、「大船越瀬戸、去朔日之風波ニ而左右之石垣内外、屋らいゆり崩し通船難相成趣瀬戸浚奥村喜之助ゟ申登、難被差置」と、数日来の「雨天」続きの記録の後にこの記事が出現し、明らかに台風来襲を特記する等の報告（天明四年八月一日「雨天朝大風」）はみられるが、連続あるいは統計的な天候不順の記述は見出せない。

このような中で、強いて不順と思われる気象は天明四年であろうか。特に、この年の五月・六月（一七八四年六月一八日～八月一五日）については、現代の気象との対比からすると不順と思われる天気統計が表れている。

いま仮に、曇天・陰天・雨天を合せて「不良天」[1]とし、表2を仮の平年値として対比してみる。すると、五月については極端に不良天率が高

別に、これらの郷村の田作不作は、人為的な営農努力の不足が招来したことは否めないようである。天明四年「毎日記」十二月朔日の記事に、次のような「書付」の記述がみられる。

（前略）右之面々儀、最早在役年数ニも相成候処、兼々之心得薄、下知方大様成候処ゟ百姓ともハ自然と農業方疎ニ仕成し、百姓共ニ至候而も、万事上江もたれ候様之心得ニ押移（後略）

これは、三根郷奉役阿比留甚五左衛門と田口善左衛門、仁位郷奉役仁

表1　天明初年対馬の天気

天明２年～４年（1782年２月12日～1785年２月８日）

月	晴天			半天			曇天			陰天			雨天			不良天率		
	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4
1	大24 80	小17 59	大21 70		1 3			6 21	6 20	3 10			3 10	5 17	3 10	6 20	11 38	9 30
閏1			小22 76						5 17						2 7			7 24
2	大20 67	大22 73	大18 60					7 23	4 13	2 7			8 27	1 3	8 27	10 34	8 26	12 40
3	小25 86	小20 69	小17 59		3 10			3 10	5 17	1 3		3 10	3 10	3 10	4 14	4 13	6 20	12 41
4	大22 73	大17 57	大21 70		1 3		2 7	7 23	6 20				6 20	5 17	3 10	8 27	12 40	9 30
5	小12 41	大23 77	小5 17				3 10	5 17	2 7	7 24			7 24	2 7	22 76	17 58	7 24	24 83
6	大20 67	小7 24	大7 23		2 7		4 13	14 48	14 47				6 20	6 21	9 30	10 33	20 69	23 77
7	小20 69	大14 47	大23 77				1 3	7 23	4 13				8 28	9 30	3 10	9 31	16 53	7 23
8	大23 77	小17 59	小22 76		3 10		2 7	3 10	3 10				5 17	6 21	4 14	7 34	9 31	7 24
9	小23 79	大24 80	大20 67		1 3	1 3	3 10	3 10	7 23			1 3	3 10	2 7	1 3	6 20	5 17	9 29
10	大21 70	小21 72	小26 90				4 13	4 14	1 3		1 3		5 17	3 10	2 7	9 30	8 27	3 10
11	小17 59	大23 77	大27 90	3 10			3 10	4 13	2 7				6 21	3 10	1 3	9 31	7 23	3 10
12	大20 67	小28 97	小27 93	1 3			4 13	1 3					5 17		2 7	9 30	1 3	2 7
平均	247 70	233 66	256 67	4 1	11 3	1 0	26 7	64 18	59 15	13 4	1 0	4 1	65 18	45 13	64 17	104 29	110 31	127 23
	736 67			16 1			149 14			18 2			174 16			341 31		

【註】・「大」は、大の月（30日）、「小」は、小の月（29日）
・上段の数字は、出現日の回数。下段は、百分率（少数第１位を四捨五入して処理）。
・「不良天」は、曇天・陰天・雨天を合わせたもの。
・天明２年から天明４年までの日数は1093日

表2　厳原の天気（1951年－1984年）

厳原測候所観測資料に基づき作成

	晴天			不良天				降雨率
	快晴	晴	計	曇り	小雨	雨	計	
1	13	54	67	12	10	12	34	22
2	11	52	63	11	10	15	36	25
3	12	48	60	12	11	17	40	27
4	10	42	52	13	10	24	47	34
5	11	43	54	17	8	21	46	29
6	5	36	41	25	10	25	60	35
7	7	30	37	24	11	29	64	40
8	7	43	50	17	11	22	50	33
9	6	42	48	18	9	25	52	34
10	14	53	67	13	8	13	34	21
11	18	52	70	9	10	12	31	22
12	14	58	72	8	9	10	27	19
平均	11	46	57	15	10	19	44	29

数字は百分率

位勝左衛門の、郷村下知不行届、職務怠慢を厳しく指摘した記事で、村下知役にも同様の訓告記事がみえる。極度の天候不順であれば、対馬全体が不作となるはずであるが、このことについても「書付」は触れ、「年ニ5天災等者郷々一同之儀と申」と、鋭く突き、さらに述べている。

（前略）殊ニ近年、田舎之年向、格別是与申凶作も無之、假成之時勢（後略）（傍点筆者・以下同）

つまるところ、天明初年、諸国大飢饉の時期、対馬は異状な気象に見舞われることもなく、凶作もなかったようである。

領民が飢餓に苦しむ程の凶作もなかった。

しかし、対馬藩田代領（現佐賀県鳥栖市安良（やすら）川以東と三養基郡基山町）においては、凶作のため飢饉が憂慮される事態となった。そのため対馬からの食糧支援がなされている。天明四年二月十日の記録に干和布を送る記事がみえる。

田代之儀、去秋田畠作凶作之年向有之、依之貧民共御救之義追々多人数可願出勢ニ相聞、飢餓之憂不安趣ニ付、御救用品として干和布二万斤当月中来月初旬迄ニ差越方之義（後略）

結局、干和布は予定より遅れて発送されたが、全国的な飢饉の一端がうかがえる。

四、余聞

現在のところ「半天」の出現率は別としても、統計的に天明初年における対馬の天気は不順ではなかったと解される。「毎日記」（御郡方）にもそのような記述は見当らない。

ところが、田代領を支援した対馬藩ではあるが、島内に潤沢な食糧があった訳ではない。先史時代から「南北市雑」し、穀物を手に入れるために窮余の策を回らさなければならなかった対馬。一粒の穀物さえむだにできない対馬藩の食糧政策の苦心が記録にみえる。

御国之儀、他国与違一体米穀乏ク国内之出来穀ニ而国内之人口ニ不行渡、年分朝鮮米と他国米入廻り候を以撫食ニ備来候。假令雑穀与いへ共、他江出候而者夫丈人民之撫食差支候儀面り之義ニ付、以前5米穀旅出之儀者豊凶ニ不拘、一体堅御停止被仰付置、是偏ニ人民撫食少ニ而、屋寿らかに軽（経）営方之為難儀ニ不及様誠ニ仁恵之御趣意ニ候。然処間々犯御制法候者有之候者、御制法之重キ所ニ不心付（中略）依之以後假令雑穀少分之義堂り共、旅出之企致候者於相顕ハ、少茂無用捨（容赦）左之通之罪科厳密ニ可申付候条此旨末々まで不浅様吃度可被申付候。

天明四年七月二十日の記事であるが、穀類の島外「旅出」を、市中・田舎村々・旅船問屋に禁止した通達である。国禁を犯した者への「容赦のない罪科」とは、家屋敷・家財闕所の上徒罪、親兄弟、妻子身近親類迄曳科の他、加担した者、町乙名、肝煎軒組も罪を問うとある。また、問屋、旅船々頭とその船子にも日頃の心がけを説き、犯罪の場合の罪科も通達している。通達には、米はおろか粟の一粒さえ島外に持出させない対馬藩の不退転の決意の程がうかがえる。

天明の飢饉は、享保・天保の飢饉と合わせ、江戸時代の三大飢饉といわれている。天明の飢饉では、被害のなかった対馬であるが、これに先立った享保の飢饉では国難に見舞われた。ことに享保十八年（一七三三）は、「八郷大凶年」であったが、「八郷壱人茂餓死之者無之」（表書札方「毎日記」享保二十年二月二十日）乗り切ることができた。

天明初年、不順な状況とはならなかった対馬の天気。その気圧配置を分けたのは、対馬海峡であったのであろうか。

なお、本稿をまとめるにあたり、資料閲覧のご配慮をいただいた厳原測候所に、あつくお礼を申し上げたい。

註

(1)平年値は過去三十年間の平均をいい、十年毎に更新される。平成三年からは、一九六一～一九九〇までの平均値が用いられている。

参考文献

・「国史大辞典」　吉川弘文館

・「峰町誌」　峰町編

ペリー来航と対馬

西山　篤

一、はじめに

嘉永六年（一八五三）六月三日、浦賀へ来航したペリー率いるアメリカ艦隊は、徳川二六〇余年の歴史に幕を引き、新たな時代の到来を予感させる大事件であった。ペリーはこれまでの外国使節とは違い、武力を背景に強硬な態度で大統領国書の受け取りを要求、難色を示していた幕府もこの圧力に屈し、同九日、国書を受理した。欧米列強の東アジア進出という世界的な流れの中で、二〇〇年余り続いた鎖国体制も崩れ始めたのである。

さて、将軍様の膝元近くで起こったこの事件は、遠く離れた対馬においても無縁ではなかった。同年七月、幕府の老中筆頭阿部正弘は、アメリカ国書を全国の諸大名や幕臣などに提示し、意見を求めたのである。対馬藩においても、この諮問に対しどのように回答するか、江戸や国元において評議が行われたが、その時の和解写や書簡などの記録が宗家文庫史料[1]に残っている。アメリカが何を目的に艦隊を送り、幕府をはじめ、対馬藩はこの前代未聞の事件にどのように対応したのであろうか。

二、黒船来航の概要

(1)ペリー来航の経緯

マシュウ＝カルブレイス＝ペリー（一七九四～一八五八）は、合衆国十三代大統領フィルモアにより東インド艦隊司令長官兼遣日特使に任命され、嘉永五年（一八五二）十月、ヴァージニア州ノーフォーク軍港を出港、大西洋・インド洋を廻り、翌年四月十九日に琉球に到着。ここで日本進行の足固めをととのえた後、五月二十六日蒸気船サスケハナ・ミシシッピ、帆船サラトガ・プリマスの四隻で琉球を出発した。同年六月三日早朝、ペリー艦隊は伊豆沖を通って江戸湾に進入、夕方には浦賀沖に投錨した。ペリーは七年前の弘化三年（一八四六）に来航したビッドル提督の隠健外交とは異なり、圧倒的な軍事力を背景に交渉を行い、浦賀奉行の長崎回航の命令に応じず強硬に国書の受理を要求した。幕府側には要求を拒絶するだけの力も名案もなく、結局九日に久里浜応接所で国書を受け取り、ペリーは翌春来航して日本側の回答を求めることを約束して、三日後の十二日に中国へ引き揚げた。当時の日本にとってはまさに悪夢の十日間であったが、実はこのペリー来航は、オランダ商館長の公文書により、一年前に幕府は知っていたのである。しかし幕府は何の対策もとらず手をこまねいていたのが実状であった。

宗家文庫記録類Ⅰ補遺

アメリカが執拗に日本に開国を迫った背景には、広大な市場である中国をイギリスと争う上での地理的なハンディを補うことや、捕鯨を行う上で薪水・食糧の補給地を確保することが急務であったことなどが挙げられる。

国書を受理した幕府はその対応に苦慮し、七月一日に全国の諸大名などに対し国書の和解（外国語を日本語に解釈したもの）を提示して意見を求めている。対馬藩においては、細川越中守（細川斉護）より七月四日付の書状にて子細が知らされている。それによると七月朔日阿部伊勢守様からアメリカ船が差し出した書簡の和解写二冊が渡され、

此度之儀者国家之御一大事ニ有之、実ニ不容易筋ニ候間右書翰之趣意得与被遂熟覧、銘々存寄之品も有之候ハヽ、仮令忌諱ニ触候而も不苦候間、聊か心底を不残十分ニ可被申聞旨被仰渡候

との指示を受けたとある。つまり、「今回の件は国家の一大事であり容易ならざる事にて、書簡の内容をよく読み、たとえ上様の気にさわるようなことでもそれぞれの意見を残らず申し聞かせよ」とアメリカの要求について対応策を進言するようにと命じたのである。

年	月日	幕府・アメリカ	月日	対馬藩
弘化3 (1846)	閏5/24	ビッドル艦隊が浦賀へ来航		
嘉永5 (1852)	10月	ペリー艦隊アメリカを出港		
嘉永6 (1853)	2/29	ペリー艦隊香港入港		
	4/19	〃　琉球入港	7／4	幕府よりペリー書簡和解写渡され、意見を求められる
	5/26	〃　琉球出港		
	6/3	〃　浦賀来航	7月	江戸家老佐須伊織・古川将監国元への意見書を大浦昌五郎へ託す
	6/9	ペリー一行上陸		
	6/12	ペリー艦隊退去		
	7/1	阿部正弘、諸大名に意見を求める。	8/2	大浦昌五郎江戸出立
			9/12	大浦昌五郎対馬帰着
			11/3	義和アメリカ書簡に対し幕府の諮問に答える。
安政元 (1854)	1/16	ペリー艦隊再び来航		
	2/10～2/20	横浜応接所で日米交渉		
	3/3	日米和親条約締結		

ペリー来航関係年表

(2)アメリカ国書の内容

ペリーが提出し、諸藩に示された国書の和解は四種類あるが、うち「合衆国伯理璽天徳書翰和解」がその中心となるものである。これは

『北亜墨利加合衆國の伯理璽天徳（プレジデント）「ミルラルド・ヒルモオ」書を日本國帝殿下に呈す』で始まる。そしてまず、『予今水師提督「マッテウ・ペルリ」を以て書を殿下に呈す。此者ハ即合衆國の海軍第一等の将にして、今次殿下の領地に航到せる一隊軍艦の総督なり。』とペリーの地位を明確にし、以下交易の要求、漂流民の保護、食糧・薪水の補給の三点について合衆国としての要求を記している。例えば交易については、

貴國従来の制度、支那人及び和蘭人を除くの外は、外邦と交易することを禁ずるハ、固ヨリ予が知る所なり。然れども世界中時勢の変換に随ひ、改革の新政行ハるるの時に当ては、其時に随ひて、新律を定むるを智と称ずべし

とその必要性を指摘している。

また、「合衆國水師提督上書和解」では、

外国と交を絶ち、これを仇視する貴国の法制ハ、其始め法度を立つる時に在てハ、智慮ある慮置と云ふべしと雖モ、……此旧制を固守せんと欲するも、是無智の謀にして、自今決して行ふべからざる所なり。

と鎖国の無意味性を述べ、国を開くよう要求し、さらに最後には

明春当サに事体に応して、尚ホ数船を増加し、再ヒ航し来るべし。

と再来航を予告し軍事力を持って開国させる意図を暗に示している。

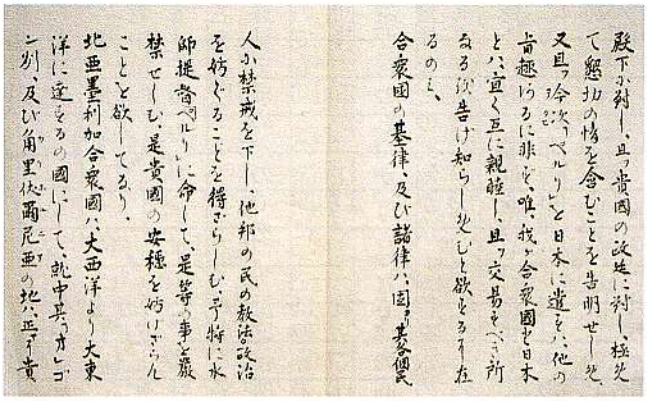

合衆国伯理璽天徳書翰和解

三、対馬藩の対応

幕府の諮問に対し対馬藩では、江戸在府の家老古川将監と佐須伊織が評議を行い、江戸詰の諸役中にも意見を提出させ、「愚評之趣」と題する長文の意見書を、氏家左織を始めとする七名の国元の家老宛に送っている。その意見書の内容は、

①アメリカの要求に対しては、従来からの日本の決まりに従って、厳格に処置すべきこと。

②各藩においては無駄な出費を省き、節約を心懸け、沿岸の防備を充実させること。

③武士はもちろん、百姓・町人に至るまで、その身分に応じて各々が為すべき事をしっかり行うこと。

④対馬藩の出した意見と対馬藩の現状とに矛盾があってはならない。

それゆえ例えば武士の文武の修練であるとか、百姓の鉄砲格式の修練なども怠りなく実施すること。

などが要点であった。その内、①については

去酉年阿部伊勢守様御口達之御趣意、御邦内一躰ニ行届居候事ニ候得者、皇国之御旧律を以御厳猛之御取斗勿論御本望たるへき次第

とある。ここで出て来る阿部正弘の出した酉年の御口達とは、打払令の復活を予告し、諸大名や四民に防備の強化を命じたものである。

また②については、

前中納言様登城之節、上より御振廻之御料理者御断ニ而、御自分御弁当中白米之御飯ニ梅干焼味噌之御菜、御衣服茂軽キ布之御帷子ニ葛布等之御袴与相聞、御老若様以下御役々様ニ至候而者、勿論格外御質素之御風体与相見

と前水戸中納言（徳川斉昭）を例に取りあげ、質素・倹約を行い、その分を防備強化にまわすよう進言している。

このような家臣の意見を基に国元で評議した結果、時の藩主宗義和（よしより）は対馬藩の意見として十一月三日付で幕府に「亜墨利加書翰之儀ニ付御存寄被仰上」と題する意見書を提出している。これは、本書と別紙の二通あり、本書において今回の対応策として、まず「御厳猛の御籌策（ちゅうさく）を以て永く異賊の悪念を御絶切遊ばされるべき御事」とアメリカの要求拒否を進言。しかし泰平の世に馴れきった人民のことや防備が不十分であることなどから、「御国家之御大例御事多之御時節故、不被及御挨拶与歟、又者大喪三年御旧典を不被改等之御趣意を以被仰達候」などのことを理由として一旦艦隊を返し、その間に武備をととのえて、米艦の再来に備えようとの意見

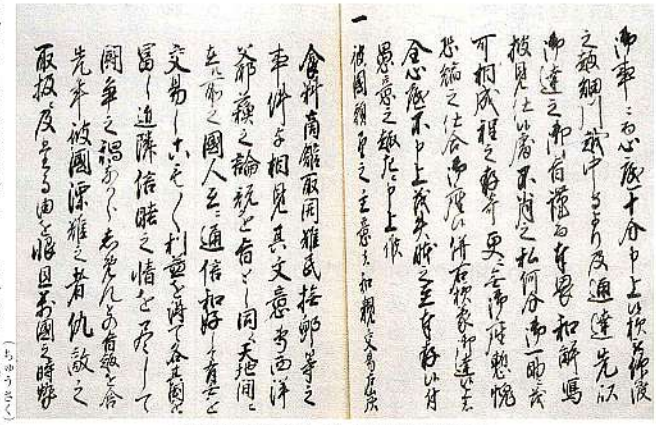

亜墨利加書翰之儀ニ付御存寄被仰上

であった。また、別紙においては、「萬一異変之儀茂候節は、一嶋之人民身命を抛ち、死力之限り防戦遂げ候」と微力ではあるが、国難に対し全力で取り組むとの心意気を披露している。つまり建前としては、異国船撃退であるが、国内の事情や幕府の現状を鑑みるとそれは不可能である。とにかくのらりくらり言い訳して時間を稼ぎ、その間に何とか防衛力を高めようとの趣旨であるが、当時巷で流行った狂歌

町中へうちいでみれば道具屋の
よろいかぶとの高値売れつつ

に表されているように、泰平の世に馴れきった日本にとって、こうした言い逃れがペリーに通用するかどうかはこの後の経過を見ても明白であった。

一方、他の大名達はどのような意見を出したかというと、「べつに考えはない」というのが大部分だったようである。しかし長州藩主毛利慶親や越前藩主松平慶永らは断固拒否すべしとの意見であり、また幕臣の勝海舟は、積極的に開国し大船をつくって貿易を行い、その利益を以て武備の充実や兵制の改革を実行すべきであるとの意見であった。

結局幕府は、品川台場の築造や水戸藩へ大船建造を命じるなどの手を打つが、外国との格差は大きく、有効な解決策にはなりえなかった。

四、おわりに

再来を約束して江戸湾を去ったペリー艦隊は、翌安政元年（一八五四）一月十六日、七隻の大艦隊で再び来航した。幕府は二月十日から二十日までの間に四回にわたりペリーと交渉を行い、その結果三月三日に十二箇条からなる日米和親条約が締結された。その主な内容は、①下田・箱館の開港、②薪水・食糧の供給、③漂流民の保護、④片務的最恵国待遇の承認などであり、このことにより日本の鎖国は終わりを告げる。さらに四年後の安政五年（一八五八）、日本は自由貿易を認める通商条約をアメリカなど五カ国と結び本格的な開国に踏み切る。

一方国防の最前線に位置する対馬においても、条約締結を契機に外国船の近海通過が増加した。特に安政六年には英艦アクテオン号が尾崎湾に進入、文久元年には露艦ポサドニック号が芋崎を半年にわたり占拠するなど、欧米列強による侵略の危機にさらされることになるのである。

註

（1）宗家文庫史料（記録類Ⅰ補遺）表書札方
（2）同（記録類Ⅰ）「公儀被仰上」
＊右の他『日本全史』『幕末維新ものしり事典』などを参考とした。

『奉公帳人名簿』をつくる

藤崎利明

一、はじめに

人名簿表紙（ページ数291）

本館には宗家文庫史料を中心に、調査済文書十万八千余・未調査（調査中）四万余の文書が収蔵されている。

この文書を研究の対象として、毎年六百人をこえる大学等の研究者や対馬在住の郷土史研究者の入館がある。

研究の内容によって藩士について詳しく知る必要がある時は、標題の本館収蔵の奉公帳（現在の履歴書）より手がかりを得る必要も生じる。だが一五〇冊に及ぶ奉公帳より一人の藩士の記録を捜し出すのは容易なことではない。また、それに伴い奉公帳の出し入れも多くなる。

この様な理由により、研究者の手数を省き、また、文書の保存の一助にでもなればと奉公帳の人名を検索のための表としてまとめた。

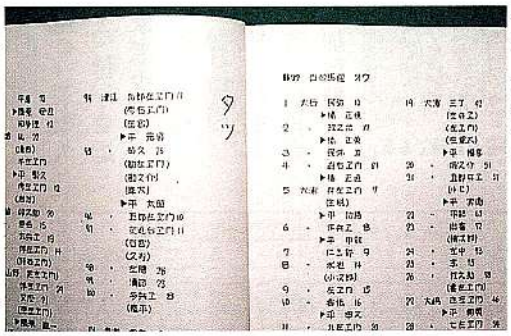
奉公帳人名簿（部分）

二、人名簿作成の視点

1　奉公帳別の表とする。
2　イロハ順に綴ってある人名を表では五十音順に並びかえる。
3　旧仮名づかいの読み仮名を現仮名づかいに改めて五十音順とする。例（早田の読仮名サウダをソウダとする）
4　旧漢字の自体は現字体とする。
5　改名・本名の記録のある藩士については、その全てを表にあげる。

※本名について
鎌倉時代末期より南北朝時代にかけて旧来の名が変化する。いわゆる「名の解体」がみられる。この結果出現する名を新名・現名といい、これに対して元の名を本名ということもある。
〈国史大辞典〉

奉公帳には本名としての源義某・平某盛という名の記録が見られるが、なかには対馬国ならではの阿比留もある。

三、奉公帳の記録内容

奉公帳は本館の目録では「目録Ⅱ与頭」の項にあげられている。

一五〇冊の奉公帳綴の記録事項は現在の履歴書と同様ある程度定型されている。

漢字の使用は表音文字的使用が多

くみられる、例えば雨森東五郎が雨森藤五郎と記録されている。

1　記録されている人数

一四、五九四人（延人数）であり、単に人名数を数えれば、改名・本名の記録もあり二万人を越える名簿となる（末尾別表）

2　記録されている時代

最も古い記録では寛永二年（一六三五）・新しい記録では明治二年（一八六九）を確認しているが、名簿作成を主目的としたため、この年代の前後の有無はあえて確認していない。

小川又三郎

一、寛永二乙丑年、御奉公ニ被召出。

山田直五郎

一、明治二乙丑年五月十八日、御関所御横目与して被召仕置候処、病気願ニ依―略

※明治二年の干支は己巳年であり乙丑年ならば慶応元年でなければならない

3　記録されている内容

藩士として召出から隠居に至るまでの家督の相続・禄高・御勤・元服・病気等々記録されている。例をあげると（例示の藩士につき特別の意味はない。）

A　個人の記録としての奉公帳

①家督相続について

扇五兵衛

一、文政十三庚寅年正月廿九日、当年拾九歳ニ能成、父太兵衛依願無禄ニ而当時御徒士格御奉公出被仰付、同年二月朔日御奉公出之御礼被仰付。

②元服について

大石種之助

一、嘉永二己酉年七月朔日、当時拾七歳ニ罷成、依願元服被仰付―略

③婚姻・養子等縁組について

藤崎隆右衛門

一、―略身寄相応之仁無、之依牛田綱五郎弟当年弐拾三歳罷成付、長左衛門娘ニ取合、聟養子被仰付―略、

④改名について

幼名のため元服等に伴なう改名もあるが、身分上より身分下へ、同じ文字を使用しているため改名させられている記録がよく残っている。元服、婚姻等の記録の末尾には必ず「御礼被仰付」とあるが、これと同様封建時代を彷彿とさせる記録である。

小島東市

一、同年戊辰年十月四日、今般御誕生御子様御名ニ差支、依願東市ト改名被仰付。

（これは藩主の子の誕生に伴う改名である）

佐々木伊右衛門

一、同四己卯年十月四日、今般、大浦作兵衛御用人被仰付、同名ニ付、依願伊右衛門ト改名被仰付。

⑤役職・加増について

例を猪退治で知られる陶山庄右衛門の久留米藩と対馬藩領田代の境あらそい解決のはたらきでみると、御加増もあわせ次の様に記録がある。

陶山庄右衛門

一、同年、田代御領分与筑後久留米領川境出入ニ付、有馬中務大輔様御家老中ヘ此方御年寄中与御使者被仰付、九月出帆翌卯ノ二月帰国。

一、同十二己卯三月五日、数度御用被仰付候処、首尾好相勤候依、切五十石加増被成下。

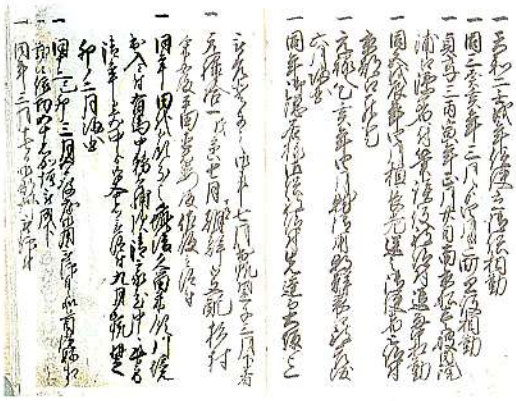

陶山庄右衛門奉公帳（部分）個人記録は一般にこの様な記録である。

⑥賞罰について

幕末対馬藩でおこった御家騒動（勝井騒動）の記録の一つである。

吉村加兵衛

一、元治二乙丑年五月三日、先差扣被仰付置候、其次第者勝井五八郎江荷担（加）、御国ヘ害を生し不埒至極ニ御切米全御取揚、御奉公被差除、豊崎郷唐舟志村江牢居被仰付。

B　その他の記録綴

①諸役帳（目録No.B103）

奉公帳の大部分は前述した個人の記録としての綴りであるが、この綴りは諸役の名簿綴りであり、新たに名簿としてまとめなかった。

表紙の年代は虫食いのため不明であるが「□化四丁未年」とあり干支の丁未より弘化四年である。

記録されている諸役は、与頭・寺社奉行・大阪・長崎・奥御案書等々内外に及ぶ総ての役々と思われる。

左は倭館の役と人名である。

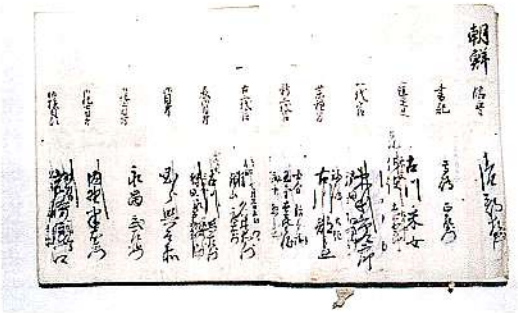

諸役帳　朝鮮（部分）

②御扶助并御加扶持所
御約束帳（目録No.B104）
文書より、多年の精勤による御沙汰がうかがえる。

御約束帳（部分）

③御馬廻（目録No.B110・111）
大小姓（〃 112・113）
御徒士（〃 114・115）
この六冊は身分別の家譜記録である。雨森東五郎の家系を例としての文書の記録とそれを基にした人名簿は次の様である。

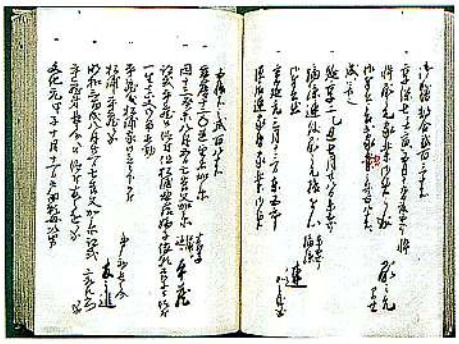

※この前ページに東五郎の記録がある

Cその他
奉公帳により知ることのできる事例として、かねて関心を持っていた亀谷・三木・藤崎の三家による宗家への多額の献金を知ることができたので、その文言を拾うことで紹介する。

・亀谷は献金をしたといわれる卯右衛門については奉公帳はない。その子行蔵の奉公帳に献金の記録がある。

・—略隠居卯右衛門儀、兼々大金御用立—略—某外御用金献納御要用御取遣相成、寄特之至ニ付—略—

・三木喜右衛門・藤崎重左衛門については同文で次の様に記されている。

・—略御勝手向被行詰—略—三千五百両献上之儀、寄特之事ニ付、—略—

これらの献金の記録を表にすると次の様になる

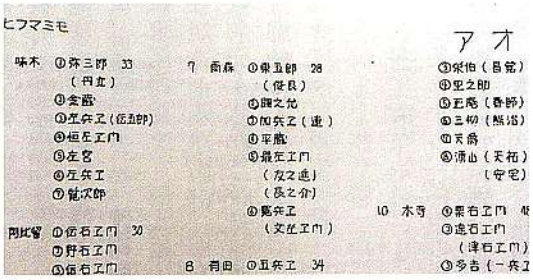

人名簿（部分）
※他に味木、阿比留、有田、構と見えるがその数については、末尾の別表を参照。

亀谷	卯右衛門	・兼々大金 ・其外御用金
三木	喜右衛門	・天保十年 三五〇〇両 ・天保十四年 二〇〇〇両
藤崎	重左衛門	・天保十年 三五〇〇両 ・天保十二年 銀四五貫了
	長左衛門	・天保十二年 二〇〇〇両

※子行蔵の奉公帳記録より

・なお亀谷行蔵・藤崎長左衛門の奉公帳に次の記録もある

・嘉永二—略—御勝手方御行支ニ付、御貯金無之、不時非常之為金五百両、自己ニ可貯置旨被仰付。

この記録より当時の藩財政のかなりの苦しさがうかがえる。

四、おわりに

以上奉公帳のみによって分ることについてまとめたが、この名簿つくりの発端は資料館に勤め古文書の文字に慣れるため奉公帳の人名読みから始めた、そのメモの集積を表としたのである。

全く素人の仕事のため研究者の十分な役に立つとは思えないが、生涯学習時代の自分の足跡ぐらいはなったと思っている。

島民の一人として一日も早い対馬の歴史解明を期待している。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
71	98	108	83	79	89	121	80	102	106	112	113	157	138	146	151	107	81	52	70	101	92	64	85	111

26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
93	60	66	62	123	126	67	121	100	28	107	95	55	67	86	111	56	149	63	114	170	131	102	92	133

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
77	94	66	48	97	103	63	76	50	82	60	33	23	74	73	82	45	64	65	48	32	85	51	49	45

76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
64	30	47	40	34	14	29	39	8	52	59	54	43	40	61	70	77	46	44	46	60	63	52	64	77

101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	12	125
67	56	省略	661	31	34	42	25	41	741	644	935	860	663	572	54	80	43	78	98	68	47	35	48	42

126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
31	32	41	50	43	24	51	42	32	26	47	35	25	32	35	44	33	42	34	35	46	40	36	46	35

※上段は奉公帳目録番号。下段は奉行帳記載人数（記載人数合計14,594人）

文化八年の朝鮮通信使

松島　庄三郎

江戸時代の朝鮮通信使は、一六〇七年から一八一一年の二百余年の間に十二回来日している(表一)。はじめの三回は回答兼刷還使で、秀吉の朝鮮侵略後の戦後処理問題や日朝両国の関係修復をはかることを主な目的としていた。それが第五次以降は徳川将軍の代替りや世子誕生の折その祝賀等の名目で来日した。一行は総勢三三〇人から五〇〇人からなる一大修好親善使節団であった。その中には、学者、絵師、曲芸師、薬師等も含まれ、その華やかで珍奇な大行列は、当時の人々の耳目を集めたという。

本稿では文化八年(一八一一)第十二次朝鮮通信使来日についてその概要を記してみることにする。

一七八七年徳川家斉が第十一代将軍となり、同年松平定信が老中となって幕政をみることになった。彼は倹約令、棄損令などの政策を立てて幕政再建をはかろうとした(寛政の改革)。そこで莫大な接待費を要する通信使のあり方にメスを入れ、これまで江戸城で迎えていた行事を対馬で応接するよう提案した。いわゆる易地聘礼である。そしてその交渉を対馬藩主宗義功氏に委ねた。しかし、このことについて朝鮮側の理解がなかなか得られず、交渉は難航した。一七九八年、やっと宗氏と朝鮮国との間に易地行聘約条が成立した。これにより、これ迄江戸で行っていた礼式を対馬で行うことが決定した。そのため、対馬藩は通信使迎接の準備で奔走することになった。通信使旅館(客館)の新築、宗氏居館の増築、諸役所の改築、町や港の整備等の工事が次々と計画され施工された。そして、文化六年春までには準備が整った。そのための費用として幕府より文化二年に金一万両、文化四年に八万両、合わせて九万両が下付された。この巨額の資金が短期間に対馬に投入され、巨富をたくわえる島民も現れたという。宗家文庫史料表書札方「客館造作記録」より、客館新築のようすをみてみる。

信使客館國分寺ニ御取建方追々江戸表得示談、國分寺ニ御議定有之候付、左之趣相達

御國之儀、信使来聘之御用場ニ相成リ客館ヲ國分寺ニ被相設候。依之紙末之屋敷々々御入用有之候間、住居之面々屋敷計ニ而も又者家屋敷共売上欲或者替地等望之趣以書付御勘定奉行江可申出旨相関候筋々夫々可被申渡候。以上

年寄中

(文化二年十二月十七日)

右の条りから、客館の新築工事は幕府の事業として施工されたことがわかる。また国分寺に新築するため予定敷地内の居住者は立退くように命じている。立退代の請求について同記録「文化三年正月十日」条り

國分寺下ヶ土地御入用ニ付、住居之面々家屋敷又者屋敷計売上候面々ハ直段可申出、替地望之面々者屋敷計之直段可申出、其直段ニ應替地可被成下候様可被相達旨筋々廻達

客館新築用地だけでなく、国分寺下から遊月橋、八幡宮までの道路拡幅工事も施工され、関係筋々へ立退きを申渡している。尚、遊月橋の新掛替は十一月朔日に完了している。

さらに、「客館造作記録」の条り

小林　作左衛門

右者客館普請奉行被仰付候。尤席之義、御勘定奉行席ニ而青木小市上席之仰付候　十二月十九日

とあり、客館工事には普請奉行を命じ、幕府より左の金高を下付している。

御入料積帳ハ江戸記録ニ有之故畧之

金高左ニ記

金壱万四拾両弐分外ニ弐千両見込

金　(同記録)

同文化三年正月十八日の条り

信使客館御取建ニ付、國分寺下住居之面々家居比節御引拂御用地ニ被仰付、之依之屋敷々々坪割家居之廣挟ニ應じ、地代等之積ニ至見分之上紙末之通相極御買上被成候。いつ連も不及難義様代銀宜御極被下ル事ニ候間、其旨を存代銀の義御勘定奉行ヘ申遣可相請取候。尤御普請御急之義ニ付、いつ連も引拂方無差滞様早々手当て方ニ可相心得旨被相達、配下々々不洩様夫々可被申付候。以上

正月十八日　年寄中

立退代は支拂うので申出よ。間もなく工事にとりかかるので、早急に立退くようにとの達しである。関係者は合計五十人である。

一、銀三貫拾七匁　三浦百助
　家屋敷小屋共御買上代家移雑用
　共
一、壱貫三百拾壱匁　津江彦右衛
　門
　右　同断
一、同百六拾四匁　安達　縫殿
　屋敷計
一、同六百四拾六匁　今井　仲山
　家屋敷共御買上代家移転雑用
　共

(以下　略)

客館造営取掛りは、文化三年四月十八日、建家十月廿日、文化五年三月に完成している。

次に、通信使対馬聘行について宗家文庫「表書札方毎日記」及び「信使記録」を手がかりにしてみてみる。

文化八年三月廿一日　晴天

今未之中刻、信使駕船佐須奈浦出船合図之大筒弐放打候上、哥舞曽根ヶ狼煙を立候付、一ヶ峯ヶ合図之帆を揚ル、諸番所員を吹候事

信使記録の条りである。詳細は「狼煙の覚」に記してある。対馬の第一

寄港地佐須奈浦には三月廿日着船している。これまでの信使船一行は初回以外騎船三、卜船（荷船）三の六隻で来日していたが、今回は騎船二、卜船二の四隻で来日している。釜山港から朝鮮海峡を横断して対馬に着岸するまで、当時の信使船は順風でも十時間を要したはずである。百隻近い船を連ねての大船団の横断である釜山市永嘉台下を出帆する前には、厳しい天候調査をして、安全航海に努めたにちがいない。対馬藩から派遣された護行船や水先案内船が先導役として活躍した様子がうかがえる。

三月廿九日　晴天

今卯ノ中刻、信使船蘆浦出帆之合図哥舞曽根ゟ大筒弐放并狼煙揚、市ヶ峯ニ帆を揚候付、御召船を初御船々飾之、尤御船繰出し浦中ニ御掛り其外船々御船行列通繋船仕ル。御船行列者前ニ在之候付比所署之。今午ノ刻比信使船無滞騎卜船四艘共ニ廻着致、外屋ら以江繋堅歩之板掛之（「信使記録」）

信使船一行は、三月廿八日午ノ刻芦浦に着き、翌廿九日早朝同浦を出帆している。当日は晴天と毎日記にある。住吉瀬戸（紫瀬戸）は狭くて浅い。そのうえ流れもある。百隻近い大船団が無事通過するには熟練水夫の先導や土地の住人の協力が欠かせない。

但　蘆浦ゟ瀬戸通船鴨居瀬浦江通船之節者、高峯、遠見ゟ見張無之事故番人を付置、瀬戸通船之様子是又大筒を打セ同所遠見江為知可申事

当時の住吉瀬戸は現在とは異なり、自然そのままの状態であった。干潮時は大型船の通行は難しいほどであった。狭い水路を百隻近くの大船団が通過するさまは一大絵巻を呈したことであろう。

信使廻府之節、御召船へ海人之者参拾人乗組候積ニ而、佐須奈出船之上直ニ海人共上府取計候筈之処、蘆浦出船瀬戸を抜候ニ而可召出旨其筋ゟ申出候由、左ニ候ハバ御出迎之間筈難合者勿論別而手訓方も難届由被申出其ノ筈之事ニ付、早々上府申付御船奉行所へ相渡し手訓筋へ可被相達候。以上

信使船一行は対馬藩の護行を得て廿九日十二時頃、府内浦に到着している。浦入の節は、藩船等の出迎えや迎接の礼式等もあって、府内浦はお祭り騒ぎだったにちがいない。後に、信使船四隻は屋ら以内に繰入、繋船される。上使小笠原様、脇坂様、その他の役人方の船々は、府内浦の混雑をさけるため、久須保浦や緒方（おかた）浦に廻船されている。この頃は万関水路はまだ開削されておらず、三浦湾は絶好の避難港だった。万関瀬戸の堀削は明治三十三年（一九〇〇）、帝国海軍による。

文化八年の朝鮮通信使は、規模が縮小され、総勢三三六人で来日している。幕府側から上使小笠原忠固小倉藩主、差添上使脇坂安董竜野藩主が派遣され、対馬府中宗氏の桟原居館で礼式がとり行われた。

宗家文庫「表書札方毎日記」の条り、

五月廿一日

朝鮮國王より

公義江之進献物配布付、為御見分脇坂中務大輔様布衣以上以下御役々御上被成　委細聘方ニ記之

五月廿二日

今日来翰御取ニ付

上使小笠原大膳大夫様、御差添脇坂中務大輔様御上り布衣以上以下之御役々、聘使御屋輔江被罷上来翰御請取、御手数之通無滞相済、委細来聘方江記之

朝鮮国王の親書（国書）の受領式の条りである。さらに「同記録」には、御参列の役人方の名前が記された左の条りがある。

書簡請取之次第

一、朝鮮之信使より宗對馬守屋敷ニをゐて書簡等差上ニ付、為請取上使小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔并井上美濃守衣尉林大學頭、柳生主膳正、遠山左衛門尉、佐野肥後守各大役、松山惣右衛門各布衣

對馬守屋敷江相越

このあと、六月十二日　公義より朝鮮国王への御進物渡しがあり、六月十五日、日本国書の渡しがあった。

六月十五日

今日従公義朝鮮江之御返翰信使江被成御渡候付

両

上使并布衣以上以下御役々聘使之一行両長老御屋輔江遣罷上、殿様御不快ニ付

岩千代様被遊代勤、御禮式無滞相済、委細来聘方江記之

病気の殿様に代わって若殿岩千代様代行と記してある。文化八年第十二次対馬聘行の際上使、御役の方々に随行した用人の総計は六七九人程と記録にある。上使小笠原様家来六拾八人、脇坂様同八人等氏名も見える。

尚、対馬聘行の日程は左の通り

三月廿九日　府中浦着

四月　九日　公義饗応　客館

四月十三日　公義中官下官へ饗応

四月十四日　上使小笠原様着

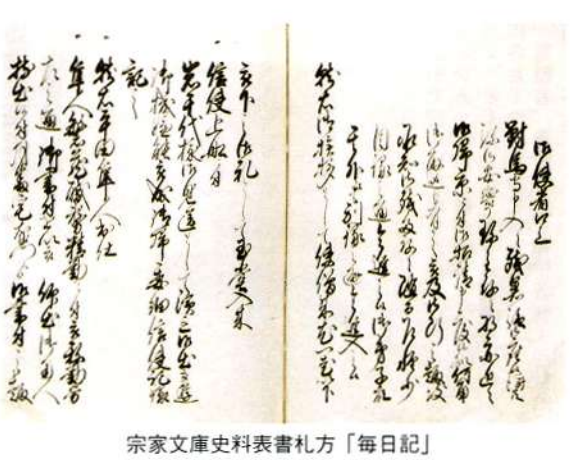

宗家文庫史料表書札方「毎日記」

五月廿一日　朝鮮国より進物受領
五月廿二日　国書受領
五月廿六日　上使より一行へ饗応
六月十二日　公義より進物渡し
六月十五日　日本国書渡し
六月十六日　両上使発船之饗応
六月十九日　両上使府内浦発船
六月廿五日　一行上船　見送り
六月廿七日　府内浦　出帆

六月十九日　晴天
信使御礼式無滞相済候付、両上使小笠原大膳大夫様、脇坂中務大輔様、今朝当浦御出帆有之

六月廿六日
右之通信使御禮式無滞相済、昨廿五日聘使一行上船ニ至候付、御祝詞として以使僧来候付、御挨拶之御使者被差出御口上左之通
（口上略）
信使上船ニ付
岩千代様御見送として浜迄御出被遊、御機嫌能被成御帰　委細信使記録記之

六月廿七日　曇天
信使一行　去廿五日上船、順待之處今日順能　辰ノ刻比府内浦出帆、護送之船々共ニ出船有之　委細来聘方記之

約三ケ月間に及ぶ対馬での朝鮮通信使聘礼の行事は滞りなく終わった。信使船一行は対馬藩の護行船団とともに、六月廿七日、府内浦を離れ帰国の途についた。天保八年、家慶襲職のときは大坂に改める旨、朝鮮に通告し、朝鮮側も承諾したものの実現しなかった。その背景には日朝両国それぞれの経済的疲弊があった。その上、国際関係も安定し、その必要もなくなったことによるのではなかろうか。

日朝両国間の「信を通わす使節」朝鮮通信使の来日は十二回をもって終焉となった。

参考・引用文献、史料
・小島敦夫著「朝鮮通信使の海へ」
・宗家文庫史料「表書札方毎日記」
同信使関係記録

朝鮮通信使来日年表

年代 日本・朝鮮	西暦	干支	正使	副使	従事官	製述官	総人数（大坂留）	備考
慶長一二・宣祖四〇	一六〇七	丁未	呂祐吉（癡溪）	慶暹（七松）	丁好寛（一翠）		四六七	修好 回答兼刷還
元和三・光海君九	一六一七	丁巳	吳允謙（楸灘）	朴榟（雲溪）	李景稷（石門）		四二八（七八）	大坂平定祝賀 回答兼刷還
寛永元・仁祖二	一六二四	甲子	鄭岦	姜弘重（道村）	辛啓榮（仙石）		三〇〇	家光襲職祝賀 回答兼刷還
寛永一三・仁祖一四	一六三六	丙子	任絖（白麓）	金世濂（東溟）	黄㦿（浪漫）	権侁（菊軒）	四七五	泰平祝賀
寛永二〇・仁祖二二	一六四三	癸未	尹順之（清溟齋）	趙絅（龍洲）	申濡（竹堂）	朴安期（螺山）	四六二	家綱誕生祝賀 日光山致祭
明暦元・孝宗六	一六五五	乙未	趙行（翠屏）	兪瑒（秋潭）	南龍翼（壺谷）	李明彬（石湖）	四八八（一〇三）	家綱襲職祝賀 日光山致祭
天和二・粛宗八	一六八二	壬戌	尹趾完（東山）	李彦綱（鷺湖）	朴慶後（竹菴）	成琬（翠虛）	四七五（一一二）	綱吉襲職祝賀
正徳元・粛宗三七	一七一一	辛卯	趙泰億（平泉）	任守幹（靖菴）	李邦彦（南岡）	李礥（東郭）	五〇〇（一二九）	家宣襲職祝賀
享保四・粛宗四五	一七一九	己亥	洪致中（北中）	黄璿（鷺汀）	李明彦（雲山）	申維翰（青泉）	四七五（一〇九）	吉宗襲職祝賀 「海遊録」
寛延元・英祖二四	一七四八	戊辰	洪啓禧（澹窩）	南泰耆（竹裏）	曹命采（蘭谷）	朴敬行（矩軒）	四七五（八三）	家重襲職祝賀
明和元・英祖四〇	一七六四	甲申	趙曮（濟谷）	李仁培（吉菴）	金相翊（弦庵）	南玉（秋月）	四七二（一〇六）	家治襲職祝賀
文化八・純祖一一	一八一一	辛未	金履喬（竹里）	李勉求（南霞）		李顥相（太華）	三三六	家斉襲職祝賀 対馬聘礼

寄贈民俗資料・密造酒蒸留装置

山猫焚（やまねこだき）

山中で密かに蒸留したことから「山猫」の呼び名があったが、酒が滴下する様子から「チョロン」とも称した。太平洋戦争終戦後の頃迄島内各地でつくられていた。

寄贈者、斎藤房夫・神宮重利・西村勉（厳原町）の各氏

文書修復作業

虫食文書の修復は、本館の重要な事業の一つ。現在、椎葉徳子・藤本祐子・梅野裕美、三名の職員で作業が進められている。